

大田区教育委員会 大田区立中学校に係る文化部活動の方針

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、大田区立中学校の文化部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、従来の学校教育の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
- ・ 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

- 学校は、原則として、本方針にのっとり、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。
- 大田区教育委員会は、学校の文化部活動の改善状況について、東京都教育委員会が行う定期的なフォローアップを受けることとする。フォローアップについてはスポーツ庁が実施する運動部活動と合わせて行うなど、負担軽減を図るものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針にのっとり、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）及び毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

- イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

- ウ 大田区教育委員会は、上記アに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 大田区教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画、活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 大田区教育委員会は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 大田区教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文科科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）を踏まえ、法令にのっとり、業務改善、勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がやる気を無くすことなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引等の活用

文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引等を活用して、2 (1) に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 大田区教育委員会は、文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、1 (1) に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針にのっとり、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、生徒の自主的、自発的な参加に基づくものである文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに応えられるよう、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 大田区教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 大田区教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 大田区教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。